

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

滋賀県木材協会
平成 24 年 12 月 1 日

平成 17 年 7 月に英国で開催された G 8 サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

また、政府は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく環境物品等の調達に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改定することにより、国等が調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐材を原料として特に指定したところである。

一方、森林の持つ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要である。とりわけ、利用可能な資源が充実しつつある我が国の人工林については、間伐を適時適切に進めることに加え、林地に放置される間伐材の積極的な利用が必要となっている。

さらに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律 108 号）に基づく平成 24 年 6 月 18 日経済産業省告示第 139 号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第 12 号に掲げる「森林における立木竹の伐採または間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する施設、同表第 13 号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 14 号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のもの大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

これらを踏まえ、滋賀県木材協会（以下、「本協会」という。）は

- ・違法伐採対策として、合法性、持続可能性が証明された木材の供給
- ・コピー用紙の原材料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原材料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、コピー用紙の原料となる間伐材並びに間伐材を原料としたチップの供給者による、これらについて間伐材由来であることの確認への取り組み
- ・再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序を持って供給されることに資するよう発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供

給に係る証明の取り組みに当たっての 「自主行動規範」 を制定し、ここに公表する

(違法伐採に対する反対)

1 本協会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(政府の取組への協力)

2 本協会は、わが国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)

3 本協会は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

(他の団体との連携)

4 本協会は、違法伐採対策の実施に当たっては、他の木材産業関係団体及び NGO 等との連携を図る。

(間伐材を原料として使用したコピー用紙の普及促進)

5 本協会は間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給等を通じ、間伐材を原料としたコピー用紙の普及促進に努力するものとする。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

6 本協会は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

(会員事業者等の認定)

7 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」及び「間伐材チップの確認のためのガイドライン」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に即して、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」を別途定め、本協会の会員事業者の認定を行い、合法性、持続可能性が証明された木材の供給及び間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

(情報の公開)

8 本協会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

附則

1 この自主規範の制定日は、平成 24 年 12 月 1 日とする。

2 平成 18 年 10 月 1 日に制定された「違法伐採対策に関する自主的行動規範」は廃止する。

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領

滋賀県木材協会

第一 目的

本実施要領は、滋賀県木材協会（以下協会）が平成24年12月1日に作成した、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る間伐材チップの確認に関する自主的行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は原則として本協会の会員を対象とする。

第三 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」、「間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請書」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を本協会に提出しなければならない。
- 2 認定有効期間（3年間）を超えて継続して認定を受けようとする事業者は、別記1-アで定める「認定申請書（継続）」を本協会へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 本協会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する

3 本協会は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という）とを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混合しないように分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取り組みの責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 本協会は第四に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第七 証明書の発行、証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材及あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、及び発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等によ

り、合法性ガイドラインに基づき証明されたる木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、当協会へ報告する。

2 本協会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

本協会は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当協会からの検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当協会に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

1 本協会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を協会のホームページ等に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- ② 認定事業者から認定の解消申請があったとき。
- ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 本協会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者へ送付するものとする。

付則

1. この実施要領は、平成24年12月1日から施工する。
2. 「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（平成18年10月1日作成）は廃止する。
3. 合法木材供給事業者の認定を既に受けている者は、次の継続申請時までは改めて申請の必要はない。継続申請時の手続きは、本実施要領によるものとする。
4. なお認定は、当協会の会員を対象とするので、当面の間、認定に係る手数料、維持費は徴収しないこととする。

別記1 (申請書の様式)

- 合法木材供給事業者認定申請書
- 間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請書
- 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

(注○印：申請する申請書名のみを記載すること。以下、同じ)

令和 年 月 日

滋賀県木材協会 殿

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

印

TEL :

FAX :

貴団体の認定を得て

○木材・木製品の合法性・持続可能性の証明

○間伐材チップであることの証明

○発電利用に供する木質バイオマスの証明

を行いたいので、

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質

バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書

類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 : (別添えのとおり)
- 3 事業地の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 : (別添えのとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針 : (別紙1~4例のとおり)
- 5 業種に○印をつけて下さい。

業種分類：

1. 素材生産 2. 原木流通 3. 製材 4. 木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード)
5. 木材流通(製材品・木材加工品の流通) 6. 木材製品(文具、家具等) 7. 紙、紙製品
8. その他 9. 木材全般(1~5の業種)

6 その他(注) 適宜作成

資格(ISO, JAS等)を持っていれば記入して下さい。

別記1-ア（継続申請書の様式）

- 合法木材供給事業者認定申請書
 - 間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請書
 - 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書
- （注○印：申請する申請書名のみを記載すること。以下、同じ）

令和 年 月 日

滋賀県木材協会 殿

（申請者）

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

印

TEL :

FAX :

貴団体の認定を得て

○木材・木製品の合法性・持続可能性の証明

○間伐材チップであることの証明

○発電利用に供する木質バイオマスの証明

を継続して行いたいので、

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質

バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 : (別添えのとおり)
- 3 過去3年間の取扱い実績量
- 4 事業地の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況 : (別添えのとおり)
- 5 分別管理及び書類管理の方針 : (別添えのとおり)
- 6 業種に○印をつけて下さい。

業種分類：

1. 素材生産 2. 原木流通 3. 製材 4. 木材加工（チップ、集成材、合板、その他木質ボード
5. 木材流通（製材品・木材加工品の流通） 6. 木材製品（文具、家具等） 7. 紙、紙製品
8. その他 9. 木材全般（1～5の業種）

7 その他（注） 適宜作成

資格（ISO, JAS等）を持っていれば記入して下さい。

別記2（事業者認定の様式）

- 合法性木材事業者認定書
- 間伐材チップの確認証明に係る認定書
- 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

（注○印：申請する申請書名のみを記載すること。以下、同じ）

令和 年 月 日

殿

滋賀県木材協会
会長 高橋 文夫
（大津市におの浜四丁目1-20）

令和 年 月 日付けで申請のありました

- 合法木材供給事業者の認定申請
 - 間伐材チップの確認証明に係る事業者認定申請
 - 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請
- について、当協会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

注：申請内容に変更が合った場合は届け出てください。

別記3（証明書の様式）

令和 年 月 日

滋賀県木材協会

会長 高橋文夫 殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

印

○合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告書

○間伐材の証明された取扱実績報告書

○間伐材由来の木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告書

(注○印：報告するもののみを記載すること。以下同じ)

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり取扱実績を報告します。

記

1. 期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	備考
2. 木材の取扱量 (総数)	原木 (原料) 入荷量 m^3 製品入荷量 m^3 製材品出荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
3. 上記2の内合法木材であると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m^3 製品入荷量 m^3 製材品出荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
4. 上記2の内間伐材 (チップ) であると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
5. 上記2の内間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
5. 上記2の内一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	

(注)

① 上記は合法性、持続可能性を証明された木材・木製品の実績を報告する例であり、合法性のみの場合は持続可能性に係る記述を省略してください。

②原木(原料)入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については備考にその理由を記述して下さい。

認定事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

滋賀県木材協会
会長 高橋 文夫

貴事業体については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領」第十の規定により、年 月 日 付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由

分別管理及び書類管理方針書

令和 年 月 日 作成

本方針書は、滋賀県木材協会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範(平成18年9月1日)」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任を持って行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・製材加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・製材品の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上